

○朝霞市家庭教育学級補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市家庭教育学級補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、子どもの健全な発達と親自身のあり方を考える家庭教育の重要性に鑑み、学校教育と地域社会を結ぶPTA等の活動の一つとしての家庭教育事業を奨励・支援することを目的とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる家庭教育学級（以下「学級」という。）は、市内の保育園、幼稚園、小学校又は中学校のPTA又はPTAに準ずる組織（以下「PTA等」という。）が主催する家庭教育学級とし、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 学級の開催回数は、おおむね年3回以上であること。
- (2) 学級の構成員（以下「学級生」という。）は、おおむね10人以上であること。
- (3) 特定の政党、宗教又は営利に関わるものでないこと。
- (4) 朝霞市家庭教育学級事業補助金の対象とならないこと。

(対象となる学習内容)

第4条 学級における学習内容は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 家庭に関すること。
- (2) 親又は保護者に関すること。
- (3) 子どもに関すること。
- (4) 子どもを取り巻く環境又は社会に関すること。
- (5) 家庭教育と密接に関連する社会問題に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるものであること。

(学級運営上の注意)

第5条 学級の運営にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1) 学級生の中から、運営委員を選任し、学級運営にあたること。
- (2) 学級運営及び学習内容は、学級生により自主的に決めること。
- (3) 学習目標を設定し、計画的に学習活動を行うこと。
- (4) 前条各号に規定する学習内容について学ぶことを主眼に学習計画を立てること。
- (5) 学級活動は、翌年2月末までに完了すること。

(6) 学級が行う学習は、学級の活動に支障のない範囲で、一般市民に公開すること。

(補助金の額及び補助対象経費の範囲)

第6条 補助金の額は、毎会計年度の予算に定める額の範囲内とする。

2 補助金の対象経費は、学級の実施に直接関わる経費とする。

(申請の手続)

第7条 補助金の交付を申請するPTA等は、次に掲げる申請書類及びその附属資料を市長に提出しなければならない。

(1) 家庭教育学級補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 家庭教育学級実施計画書(様式第2号)

(3) 家庭教育学級収支予算書(様式第3号)

(4) 家庭教育学級生名簿(様式第4号)

(審査及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書類等に基づき学級の活動内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、家庭教育学級補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により決定の通知を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付決定の後、交付する。

(実績報告)

第10条 前条の補助金の交付を受けたPTA等は、学級の活動完了後すみやかに次に掲げる報告書類及びその附属資料を市長に提出しなければならない。

(1) 家庭教育学級完了報告書(様式第6号)

(2) 家庭教育学級実施報告書(様式第7号)

(3) 家庭教育学級収支決算書(様式第8号)

(4) 補助金相当額の領収証書の写し

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の報告書類等の内容を審査し適正と認めたときは、家庭教育学級補助金額確定通知書(様式第9号)により当該PTA等に通知する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けたPTA等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請であることがわかったとき。

- (2) 補助条件を満たさなくなると判断したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。
- (4) 補助金に不用額が生じたとき。

(関係書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けたPTA等は、補助の対象となる学級に係る収支を証する書類を当該会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る事務上必要と認めるときは、前項に定める書類の提出を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。